第２章　人権を取り巻く諸状況

１　国際的潮流及び日本の状況

20 世紀における急速な科学技術の進歩は、私たち人類社会に豊かさと快適さをもたらした反面、二度にわたる世界大戦は、かつてない規模で人命を奪い人々の生活を破壊しました。さらに、冷戦構造の崩壊後も、依然として各地で人種・民族・宗教等の対立に起因する地域紛争が多発し、多くの尊い人命が奪われ、人権が侵害される状況が続いています。

こうした中で、人類は「平和のないところに人権は存在し得ない」「人権のないところに平和は存在しない」という大きな教訓を得ました。

昭和 23（1948）年第 3 回国際連合総会において『世界人権宣言』が採択され、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等である。人間は理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない」と全世界に表明しました。

その後、宣言の理念は『あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）』をはじめ、様々な条約が採択され、平成 7（1995）年から平成 16（2004）年までの 10 年間を『人権教育のための国連 10 年』とすることが決議され、具体的なプログラムとしての行動計画が示されました。

わが国は、「国民主権」、「基本的人権の尊重」、「平和主義」を基本原則とする日本国憲法の下で、人権が尊重される社会の形成に向けた取組を進めてきました。国連で決議された「人権教育のための国連 10 年」を受けて、平成 9（1997）年『人権教育のための国連 10 年に関する国内行動計画』を策定しました。この国内行動計画では、人権の概念及びその価値が広く理解され、人権という普遍的文化を構築することを目的に、地方公共団体等の連携・協力を得ながら、①あらゆる場を通じて人権教育を推進すること、②人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者に対する取組を強化すること、③「女性」、「子ども」、「高齢者」、「障害者」、「同和問題」、「アイヌの人々」、「外国人」、「ＨＩＶ感染者等」、「刑を終えて出所した人」などの人権にかかわる問題を重要課題として積極的に取り組むことにしています。

そして、平成 11（1999）年の人権擁護推進審議会の答申を受けて平成 12（2000）年に「人権教育・啓発推進法」が成立・施行されました。この法律の第３条で「国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域、その他の様々な場を通じて、国民がその発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多

様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行わなければならない」と基本理念を規定しています。また同法第5条では、地方公共団体の責務として、「基本理念に則り、国との連携を図りつつ、その地域の実態を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する」とし、併せて第 6 条では、国民の責務についても言及しています。平成14（2002）年3月には、「人権教育・啓発推進法」の具体化というべき「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定されました。この基本計画では、人権教育・啓発の実施主体者間の連携、多様な学習機会の提供、また対象者の発達段階や地域実情等に応じて創意工夫しながらねばり強く実施することが重要であるなど、取組の方向が示されています。

またこの間、国際的な人権尊重の流れに呼応して、「障害者基本法」、「アイヌ文化振興法」、「高齢社会対策基本法」、「男女共同参画社会基本法」などの法整備がされました。

２　広島県の取組

広島県においては、人権教育及び人権啓発を総合的かつ効果的に推進するため平成14（2002）年5月に『広島県人権教育・啓発指針』が策定されました。

この指針は、県民が人権尊重の意識を高め、互いに人として尊重し合い、だれもが生き生きと生活できる社会づくりを目標としています。

この中で、人権教育とは「県民一人ひとりに人権尊重の精神が育まれることを目的として行われる教育活動」、人権啓発を「県民一人ひとりに人権尊重の理念を普及させ、それに対する県民の理解を深めることを目的として行われる広報その他の啓発活動（人権教育を除く）をいう」と定義付けています。

そして、推進に当たっては、行政や教育の主体性、中立性を確保した上で、政治運動や社会運動との関係を明確に区別し、県民一人ひとりに人権の意義やその重要性が知識として確実に身に付き、人権問題を直感的にとらえる感性や、日常生活において、人権への配慮が自然に態度や行動に現れてくるような人権感覚を育むことが重要であるとしています。

この指針に基づき、平成14（2002）年11月に『広島県人権啓発推進プラン』（平成18年3月に一部を改正）、さらに12月に『広島県人権教育推進プラン』が策定され、取組が推進されています。

３　本市の取組・状況

本市は、将来の都市像を、平和の希求と人権尊重を基本理念として「暮らし輝く劇場都市」～まちづくりのストーリー 市民が主役！ 生活・文化が響き合うまちをめざして～　まちづくりに取り組んでいます。そして基本構想の一つとして、人権が保障された市民社会の確立を目指し、すべての市民が互いの人権を尊重し合う差別のない社会を形成していくために、人権意識の高揚を図る学習活動の推進など、あらゆる人権問題の解決に向けた総合的な施策の展開を図っています。

施策の推進に当たり、市民の人権意識を把握することは重要です。そのため、本市では 5 年ごとに「廿日市市人権問題意識調査」を実施し、市民意識の実態とさらなる課題の把握に努めています。

平成 16(2004)年実施した「市人権問題意識調査報告書」によると、次のようになっています。

○　子どもの権利条約の認知について、知らないという回答が 53.1%。

○　差別的な言動や行動に出合ったときの対応として、「差別と気づいたが、それを指摘できなかった」という回答が 45.7%。

○　同和問題では、「同和地区のことや差別のことなど口に出さないでそっとしておけば自然に差別はなくなる」という回答が 31.0%。

○　様々な人権問題の講演会などに参加した感想は、「人権問題が自分たちの生活や仕事と深くかかわっている」43.7%、「これまでに気がつかなかった差別に、気がつくようになった」41.0%、「差別をなくすために、自分のできることから取り組みたいと思った」38.4%、「差別することのあやまりがよくわかるようになった」29.1%、「いつも同じ内容なので、違った角度から話しが聞きたい」22.5%など（複数回答）。

○　人権問題についての理解を深めるための手法としては、「広報紙」50.6%、「講演会・研修会・講座など」28.0%、「冊子・パンフレット」27.6%、「人権作品（作文・ポスターなど）の公募」22.5%、「市民学習懇談会」15.8%、「横断幕・懸垂幕・のぼり旗」13.6%（複数回答）。

その他の質問を含めて総合的に検証した結果、市民は人権について高い関心を示しながらも、日常生活の中では人権を尊重する態度や行動が十分ではないことが明らかになり、行政施策や市民自らの取組など様々な活動を行う必要性が伺えます。

人権教育及び人権啓発を総合的かつ効果的に推進し、「住んでよかった、住み続けたい」と感じ合える廿日市市を一歩一歩着実に築いていきます。